



相談時間 月曜～金曜日9時～16時30分
土曜日9時～12時 13時～16時

相談電話 088-823-9433

編集/発行 高知市市民協働部 くらし・交通安全課 消費生活センター 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

町内会では、回覧をお願いします。

クーリング・オフをご存知ですか?



高知市ホームページ

» クーリング・オフとは

本来、成立した契約を解除するには事業者との合意が必要です。しかし、不意打ち的な勧誘による場合や取引の仕組みが複雑な場合等、特定の取引形態による契約については、消費者が冷静に考え直す期間が設けられています。契約後一定の期間内であれば、消費者から無条件に契約を解除できる制度、それがクーリング・オフです。



» クーリング・オフできる取引

特定商取引に関する法律では、クーリング・オフできる取引形態と期間を、次のように定めています。

対象となる取引形態							期間 (契約書面を受け取った日から)
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法等を含む。						8日間
電話勧誘販売	注文電話をかけた際に別の商品を勧められた場合も該当						8日間
連鎖販売取引	マルチ商法						20日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン・一定の美容医療・語学教室・家庭教室・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス						8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法やモニター商法等						20日間
訪問購入	自動車、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD・DVD・ゲームソフト等は除く。						8日間

*通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフ期間の例

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

■ 契約書を受け取った日

→ ■ 訪問販売等8日間の場合

→ ■ 連鎖販売取引等20日間の場合

*この他に、保険契約等個別にクーリング・オフ制度が設けられた契約があります。

事例 「電話勧誘販売」のケース



クーリング・オフ通知の例

通知書

私は次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○,○○○円
販売会社 株式会社○○ □□営業所
担当者 △△ △△
支払った代金○○,○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日
高知市○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

郵便はがき

□□□□□□□□

代表者 ○○○株式会社
○○○ビル○階
○○○○号室
○○○番地
様

※上記の内容を記載した電子メール等でもクーリング・オフ通知は可能です。



発送の証拠を残しましょう。

- ・クーリング・オフの通知の両面をコピーする。
- ・郵送は「特定記録」、「簡易書留」等を利用する。
- ・電子メールの場合は、発送済みのメールを保存する。
- ・発送の証拠は念のため5年間保存する。

クーリング・オフできる契約か、手続期間内かどうか心配という方は、
高知市消費生活センターに相談してください。